

公的年金等の課税はどうなる？

[平成 26 年 4 月 1 日現在法令等] 国税庁ホームページより

1.課税方法

公的年金等は、年金の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて所得金額を計算します。

この雑所得となる主な公的年金等は、次のものです。

- (1) 国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金
- (2) 過去の勤務により会社などから支払われる年金
- (3) 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で (1) に掲げる法律の規定による社会保険又は共済制度に類するもの

2.公的年金等からの源泉徴収

公的年金等の支払を受けるときは、原則として収入金額からその年金に応じて定められている一定の控除額を差し引いた額に 5.105% を乗じた金額が源泉徴収されます。

(注) 平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。

3.公的年金に係る雑所得の金額の計算方法

公的年金等に係る雑所得の金額は、下記の表により算出します。

公的年金等に係る雑所得の速算表 (平成 17 年分以後)

年金を受け取る人の年齢

65 歳未満 (公的年金等の収入金額の合計額が 700,000 円までの場合は所得金額はゼロとなります。)

(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
700,001 円から 1,299,999 円まで	100%	700,000 円
1,300,000 円から 4,099,999 円まで	75%	375,000 円
4,100,000 円から 7,699,999 円まで	85%	785,000 円
7,700,000 円以上	95%	1,555,000 円

65 歳以上 (公的年金等の収入金額の合計額が 1,200,000 円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)

1,200,001 円から 3,299,999 円まで	100%	1,200,000 円
3,300,000 円から 4,099,999 円まで	75%	375,000 円
4,100,000 円から 7,699,999 円まで	85%	785,000 円

7,700,000 円以上 95% 1,555,000 円

(注) 例えば 65 歳以上の人で「公的年金等の収入金額の合計額」が 350 万円の場合には、公的年金等に係る雑所得の金額は次のようになります。

$$3,500,000 \text{ 円} \times 75\% - 375,000 \text{ 円} = 2,250,000 \text{ 円}$$